

公益社団法人日本ボクシング連盟 スポンサー規程

(憲章との矛盾)

第1条 当連盟の憲章に、「競技者又は役員としての行動によって、自ら物質的利益を求めないこと」「競技者及び役員として得た名声を、商業宣伝のために利用しないこと」と謳っていることと、個人スポンサー契約は矛盾した様に印象を与えるものである。しかしながら、このスポンサー規程は、個人の、連盟を通じた活動を商業的利益に直結させるものではなく、競技活動に関する支援であることと理解し、競技力向上や競技普及のための活動が、健全に行われるために必要な規程であるため、今回、これを制定するに至った。全ての競技者は連盟の憲章を理解してスポンサー契約を締結しなければならない。

(目的)

第2条 本規程は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下、本連盟という。）に登録するすべての選手（以下「選手」という。）が締結する、スポンサーシップ契約およびマネジメント契約、並びに受領する寄付に関して定めることを目的とする。

(定義)

第3条 本規程に掲げる各用語は、以下のとおりとする。

(1) 選手とは、本連盟定款第6条第2号に定める普通会员であり、本連盟選手登録規程の定めに従い、当該年度の登録を行ったものであり、競技会に参加しボクシング競技を行う者である。

(2) スポンサーシップ契約

選手個人に対し、選手の競技生活（競技会の参加およびこれに付随する行為も含む。）に関し、物品や金銭（但し、選手が雇用契約などを締結し労働者として所属する企業などから提携される賃金は除く。）を提供する契約をいう。

(3) マネージメント契約

以下の列挙する選手の商業的活動に関し、選手を代理して第三者との契約の締結、交渉、折衝、協議、事務連絡、その他調整行為などの業務を行うための契約をいう。尚、選手にとって連盟は第三者ではないため、連盟との協議の場にマネージメントを介する必要があるかどうかは、連盟が判断する。

1. テレビおよびラジオその他第三者の主催するイベントへの出演
2. 映画、ビデオ、およびインターネット配信、携帯電話・スマートフォン・タブレット端末への配信等自動公衆配信を予定したコンテンツへの出演
3. 新聞、雑誌およびその他出版物への出演
4. 第三者の広告・宣伝への出演、スポンサー企業のロゴをつけた用具やウェアを使用すること

5. 第三者の広告・宣伝における選手等の氏名、登録名、ニックネーム、経歴、肖像、筆跡、手形、実演などの利用の許諾
6. 第三者から用具の供給を受けること
7. その他一切のスポンサーシップ獲得活動
8. 第三者の商品・サービス等への選手等の肖像等の利用の許諾

(4) 寄付

選手個人に対し、寄付として金銭を提供する行為のこと

(スポンサーシップ契約等の締結等の自由および制限)

第4条 選手は、スポンサーシップ契約若しくはマネージメント契約を締結し、または第三者から競技会等の活動に関する寄付を受け取ることができる。但し、選手は以下の事由を遵守しなければならない。

- (1) スポンサーシップ契約およびマネージメント契約の相手方並びに寄付者が暴力団等反社会的団体やそれに所属するものであってはならない。
- (2) 選手としての品位を害する行為及び選手や競技イメージを下げるような行為をスポンサーシップ契約およびマネージメント契約の内容ならびに寄付の条件としてはならない。
- (3) スポンサーシップ契約およびマネージメント契約の内容ならびに寄付の条件は、当連盟、国際連盟の定款及び会則やその他の規則に違反してはならず、また、当連盟、国際連盟の利益を害してはならない。
- (4) スポンサーシップ契約およびマネージメント契約の内容ならびに寄付の条件は、選手の競技や練習への参加を阻害したり、競技活動や体調管理に悪影響を与えたりするものであってはならない。
- (5) 選手の用具やウェアにスポンサー企業のロゴを付する場合、各種国際規約および国内規約に抵触しない範囲で行い、原則として、代表活動期間以外で着用するウェアにスポンサー企業のロゴを付着できるものとする。ロゴを付着するに当たっては、当連盟に事前に申請し、当連盟の規則・規定に抵触していないものであることを確認し、承認されることを必要とする。
- (6) その他、選手の権利保護に関する規程に記載される遵守事項を遵守する必要がある。
- (7) 選手は、個人スポンサーシップ契約若しくはマネージメント契約を締結する前に、契約内容について連盟に報告をする。なお、当規程施行前に契約した契約に関しては、随時報告を行う。
- (8) 選手は、全ての個人スポンサーシップ契約若しくはマネージメント契約に関して、毎年、年度の初めに（各年度 6 月 30 日までに）、金額と契約書を添えて連盟に報告する。

(当連盟に対する報告義務)

第5条 選手は、選手が受領する金銭の金額に関わらず、スポンサーシップ契約若しくはマネージメント契約を締結し、または第三者から競技活動に関する寄付を受けた場合、連盟に対して、速かにその契約内容または寄付の条件を報告しなければならない。その際、スポンサーシップ契約若しくはマネージメント契約を締結する相手、若しくは第三者がどのような存在であるか、明確に整理して提出する必要がある。(企業ホームページ・パンフレットを添付し業務内容を理解できるようにする、個人の場合は職務経歴書の添付や職務内容がわかるもの、勤務先、活動先が明記されているものなどを添付するなどが必要。)

(当連盟のスポンサー若しくはサプライヤーとの競合禁止)

第6条 選手は、当連盟が契約しているスポンサー若しくはサプライヤーと競合する第三者との間で、スポンサー契約若しくはマネージメント契約を締結してはならない。また、選手が第三者との間でスポンサーシップ契約若しくはマネージメント契約を締結後に、当連盟が契約しているスポンサー若しくはサプライヤーと競合する事態が生じた場合、代表選手として活動する場合は、当連盟のスポンサー若しくはサプライヤーが優先される。(全日本選手権等の)代表としての活動でない場合、当連盟と協議したうえで、個人スポンサーを優先する措置をとる。

(手数料等)

第7条 当連盟は、選手に対して、個人スポンサー契約に関して、選手が受領する金額が一社から一定以上の額に達した場合、顧問弁護士による契約のリーガルチェック並びに保証料として、一定の手数料を請求する。総額とは、スポンサー料として支払われる金額、旅費・交通費そのほかの手当として支払われる金額を含む。企業に関連する物品の供与に関しては、総額には含めない。手数料の額は、別途細則に定める。

(許諾抵触の防止義務)

第8条 選手が、第三者との間でスポンサーシップ契約またはマネージメント契約を締結し、第三者から競技活動に関する寄付を受ける場合は、当該第三者に対して、本規定を提示し、本規定の条項との抵触を防止しなければならない。なお、当規程施行前に契約した契約に関しては、可及的速かに第三者へ本規定を提示し、速かにに抵触しないように契約を改定する必要がある。抵触箇所に関しては、令和7年(2025年)4月1日までに全て是正される必要がある。

(規程違反に関して)

第9条 この規程に違反した者に対する処分は、倫理規則、コンプライアンス規則その他の定

めにより、倫理・資格審査委員会において審議し、理事会の議決により決定する。

2 この規程に違反したものが代表選手である場合は、その地位のほか奪も含めて、倫理・資格審査委員会で審議するものとする

3 ただし、違反が悪質であると会長が判断した場合（例えば当連盟そのものや当連盟が契約するスポンサー、サプライヤーに対して被害が生じた場合）は、会長は、業務執行理事と、業務執行理事を補佐する立場の理事の間で審議し、該当の選手に対して、倫理規則第6条第3号に規定する「謹慎処分」（資格停止）を命じることができる。

（その他）

第10条 選手と第三者との問題・紛争に関しては当事者間で解決するものとし、当連盟は一切の責任を負わない。もっとも、選手はスポンサーシップ契約若しくはマネージメント契約に関し第三者との間で問題・紛争が生じた場合には、速かに当連盟に報告するものとする。

附則

1. この規程は、令和6年（2024年）11月13日から施行する。